

医療費助成事業受託一覧(実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和5年4月現在

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月	
					入院	入院外				
宮崎県	宮崎市	乳幼児	81	小学校入学前まで(6歳に達する日以後の最初の3月31日まで)		なし		対象外	県内の医療機関等	平成25年 4月診療分
		ひとり親家庭等	88	1.母子及び寡婦福祉法に定める配偶者のない女子又は男子で、20歳未満の子を扶養している人 2.その扶養を受けている18歳に達する年度末までにある児童 3.18歳に達する年度末までの父母のない児童 *入院外は対象外(償還払い)	1,000円/月					
		重度心身障がい者(児)	95	1.身体障害者手帳1級・2級 2.療育手帳A(重度) 3.身体障害者手帳3級かつ療育手帳B1 *入院外は対象外(償還払い)	1,000円/月					
	都城市	乳幼児	81	小学校入学前まで(6歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	350円	5歳未満 350円 5歳以上 800円 *薬局における自己負担なし		対象外	県内の医療機関等	
		ひとり親家庭	88	1.母子及び寡婦福祉法に定める配偶者のない女子又は男子で、20歳未満の子を扶養している人 2.その扶養を受けている18歳に達する年度末までにある児童 3.18歳に達する年度末までの父母のない児童 4.父母のいない児童を養育する者 *入院外は対象外(償還払い)	1,000円/月					
		重度心身障害者(児)	95	1.身体障害者手帳1級・2級・3級 2.療育手帳A・B1・B2 3.身体障害者手帳4級かつ療育手帳B2 *入院外は対象外(償還払い)	1,000円/月					
	延岡市	乳幼児	81	小学校入学前まで(6歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	350円 *薬局における自己負担なし			対象外	県内の医療機関等	
		ひとり親家庭等	88	1.母子及び寡婦福祉法に定める配偶者のない女子又は男子で、20歳未満の子を扶養している人 2.その扶養を受けている18歳に達する年度末までにある児童 3.18歳に達する年度末までの父母のない児童 4.父又は母に障害がある場合の、父又は母及び子 *入院外は対象外(償還払い)	1,000円/月					
		重度心身障がい者(児)	95	1.身体障害者手帳1級・2級 2.療育手帳A(重度) 3.身体障害者手帳3級かつ療育手帳B1 *入院外は対象外(償還払い)	1,000円/月					
	日南市	乳幼児	81	小学校入学前まで(6歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	1歳未満 なし 1歳以上 350円 *薬局における自己負担なし			対象外	県内の医療機関等	
		ひとり親家庭	88	1.母子及び寡婦福祉法に定める配偶者のない女子又は男子で、20歳未満の子を扶養している人 2.その扶養を受けている18歳に達する年度末までにある児童 3.18歳に達する年度末までの父母のない児童 4.父又は母に障害がある場合の、父又は母及び子 *入院外は対象外(償還払い)	1,000円/月					
		重度心身障がい者(児)	95	1.身体障害者手帳1級・2級・3級 2.重度の知的障害者 *入院外は対象外(償還払い)	1,000円/月					

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
宮崎県	小林市	乳幼児	81	小学校入学前まで(6歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	350円 *薬局における自己負担なし		対象外	県内の医療機関等	平成25年 4月診療分
		ひとり親家庭	88	1.母子及び寡婦福祉法に定める配偶者のない女子又は男子で、20歳未満の子を扶養している人 2.その扶養を受けている18歳に達する年度末までにある児童 3.18歳に達する年度末までの父母のいない児童 *入院外は対象外(償還払い)	1,000円/月				
		重度心身障がい者(児)	95	1.身体障害者手帳1級・2級・3級 2.養育手帳の交付を受けている者 *入院外は対象外(償還払い)	1,000円/月				
	日向市	乳幼児	81	小学校入学前まで(6歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	350円 薬局における自己負担なし		対象外	県内の医療機関等	
		ひとり親家庭	88	1.母子及び寡婦福祉法に定める配偶者のない女子又は男子で、20歳未満の子を扶養している人 2.その扶養を受けている18歳に達する年度末までにある児童 3.18歳に達する年度末までの父母のいない児童 4.父母のいない児童を養育する者 *入院外は対象外(償還払い)	1,000円/月				
		重度心身障がい者(児)	95	1.身体障害者手帳1級・2級 2.療育手帳A(重度) 3.身体障害者手帳3級かつ療育手帳B1 4.精神障害者手帳1級 *入院外は対象外(償還払い)	1,000円/月				
	串間市	子ども	81	入院:中学校卒業まで(15歳に達する日以後の最初の3月31日まで) 入院外:小学校入学前まで(6歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	未就学児 350円 小・中学生 1,000円	3歳未満 350円 3歳以上 800円 *薬局における自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	
		母子及び父子家庭	88	1.母子及び寡婦福祉法に定める配偶者のない女子又は男子で、20歳未満の子を扶養している人 2.その扶養を受けている18歳に達する年度末までにある児童 3.18歳に達する年度末までの父母のいない児童 *入院外は対象外(償還払い)	1,000円/月				
		重度心身障害者(児)	95	1.身体障害者手帳1級・2級 2.療育手帳A(重度) 3.身体障害者手帳3級かつ療育手帳B1 *入院外は対象外(償還払い)	1,000円/月				
	西都市	乳幼児	81	小学校入学前まで(6歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	350円 *薬局における自己負担なし		対象外	県内の医療機関等	
		ひとり親家庭等	88	1.母子及び寡婦福祉法に定める配偶者のない女子又は男子で、20歳未満の子を扶養している人 2.その扶養を受けている18歳に達する年度末までにある児童 3.18歳に達する年度末までの父母のいない児童 *入院外は対象外(償還払い)	1,000円/月				
		重度障害者	95	1.身体障害者手帳1級・2級 2.療育手帳A(重度) 3.身体障害者手帳3級かつ療育手帳B1 *入院外は対象外(償還払い)	1,000円/月				

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
宮崎県	えびの市	子ども	81	小学校卒業まで(12歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	なし	3歳未満 350円 3歳以上 800円 *薬局における自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	平成25年 4月診療分
		ひとり親家庭	88	1.母子及び寡婦福祉法に定める配偶者のない女子又は男子で、20歳未満の子を扶養している人 2.その扶養を受けている18歳に達する年度末までにある児童 3.18歳に達する年度末までの父母のいない児童 *入院外は対象外(償還払い)	1,000円/月				
		重度心身障がい者(児)	95	1.身体障害者手帳1級・2級 2.療育手帳A(重度) 3.身体障害者手帳3級かつ療育手帳B1 *入院外は対象外(償還払い)	1,000円/月				
	三股町	乳幼児	81	小学校入学前まで(6歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	なし		対象外	県内の医療機関等	
		ひとり親家庭	88	1.母子及び寡婦福祉法に定める配偶者のない女子又は男子で、20歳未満の子を扶養している人 2.その扶養を受けている18歳に達する年度末までにある児童 3.18歳に達する年度末までの父母のいない児童 *入院外は対象外(償還払い)	1,000円/月				
		重度心身障がい者(児)	95	1.身体障害者手帳1級・2級 2.療育手帳A(重度) 3.身体障害者手帳3級かつ療育手帳B1 *入院外は対象外(償還払い)	1,000円/月				
	高原町	乳幼児	81	小学校入学前まで(6歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	なし		対象外	県内の医療機関等	
		ひとり親家庭	88	1.母子及び寡婦福祉法に定める配偶者のない女子又は男子で、20歳未満の子を扶養している人 2.その扶養を受けている18歳に達する年度末までにある児童 3.18歳に達する年度末までの父母のいない児童 *入院外は対象外(償還払い)	1,000円/月				
		重度心身障害者(児)	95	1.身体障害者手帳1級・2級 2.療育手帳A(重度) 3.身体障害者手帳3級かつ療育手帳B1 *入院外は対象外(償還払い)	1,000円/月				
	国富町	子ども	81	小学校入学前まで(6歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	なし		対象外	県内の医療機関等	
		ひとり親家庭	88	1.母子及び寡婦福祉法に定める配偶者のない女子又は男子で、20歳未満の子を扶養している人 2.その扶養を受けている18歳に達する年度末までにある児童 3.18歳に達する年度末までの父母のいない児童 *入院外は対象外(償還払い)	病院窓口で月1,000円を支払った後、負担した1,000円については償還払い				
		重度心身障がい者(児)	95	1.身体障害者手帳1級・2級 2.療育手帳A(重度) 3.身体障害者手帳3級かつ療育手帳B1 *入院外は対象外(償還払い)	1,000円/月				

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
宮崎県	綾町	乳幼児	81	小学校入学前まで(6歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	なし		対象外	県内の医療機関等	平成25年 4月診療分
		ひとり親家庭	88	1.母子及び寡婦福祉法に定める配偶者のない女子又は男子で、20歳未満の子を扶養している人 2.その扶養を受けている18歳に達する年度末までにある児童 3.18歳に達する年度末までの父母のいない児童 *入院外は対象外(償還払い)	病院窓口で月1,000円を支払った後、負担した1,000円については償還払い				
		重度心身障がい者(児)	95	1.身体障害者手帳1級・2級 2.療育手帳A(重度) 3.身体障害者手帳3級かつ療育手帳B1 *入院外は対象外(償還払い)	病院窓口で月1,000円を支払った後、負担した1,000円については償還払い				
	高鍋町	乳幼児	81	小学校入学前まで(6歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	350円 *薬局における自己負担なし		対象外	県内の医療機関等	
		ひとり親家庭	88	1.母子及び寡婦福祉法に定める配偶者のない女子又は男子で、20歳未満の子を扶養している人 2.その扶養を受けている18歳に達する年度末までにある児童 3.18歳に達する年度末までの父母のいない児童 *入院外は対象外(償還払い)	1,000円/月				
		重度心身障がい者(児)	95	1.身体障害者手帳1級・2級 2.療育手帳A(重度) 3.身体障害者手帳3級かつ療育手帳B1 *入院外は対象外(償還払い)	1,000円/月				
	新富町	乳幼児及び児童生徒	81	中学校卒業まで(15歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	未就学児 350円 小・中学生 500円 *薬局における自己負担なし		対象外	県内の医療機関等	
		ひとり親家庭	88	1.母子及び寡婦福祉法に定める配偶者のない女子又は男子で、20歳未満の子を扶養している人 2.その扶養を受けている18歳に達する年度末までにある児童 3.18歳に達する年度末までの父母のいない児童 *入院外は対象外(償還払い)	病院窓口で月1,000円を支払った後、負担した1,000円については償還払い				
		重度心身障がい者(児)	95	1.身体障害者手帳1級・2級 2.療育手帳A(重度) 3.身体障害者手帳3級かつ療育手帳B1 *入院外は対象外(償還払い)	病院窓口で月1,000円を支払った後、負担した1,000円については償還払い				
	西米良村	乳幼児	81	小学校入学前まで(6歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	なし		対象外	県内の医療機関等	
		母子家庭等	88	1.母子及び寡婦福祉法に定める配偶者のない女子又は男子で、20歳未満の子を扶養している人 2.その扶養を受けている18歳に達する年度末までにある児童 3.18歳に達する年度末までの父母のいない児童 *入院外は対象外(償還払い)	病院窓口で月1,000円を支払った後、負担した1,000円については償還払い				
		重度心身障がい者(児)	95	1.身体障害者手帳1級・2級 2.療育手帳A(重度) 3.身体障害者手帳3級かつ療育手帳B1 *入院外は対象外(償還払い)	病院窓口で月1,000円を支払った後、負担した1,000円については償還払い				

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
宮崎県	木城町	乳幼児	81	中学校卒業まで(15歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	未就学児 なし 小・中学生 820円 *薬局における自己負担なし		対象外	県内の医療機関等	平成25年 4月診療分
		ひとり親家庭	88	1.母子及び寡婦福祉法に定める配偶者のない女子又は男子で、20歳未満の子を扶養している人 2.その扶養を受けている18歳に達する年度末までにある児童 3.18歳に達する年度末までの父母のない児童 *入院外は対象外(償還払い)	病院窓口で月1,000円を支払った後、負担した1,000円については償還払い				
		重度心身障がい者(児)	95	1.身体障害者手帳1級・2級 2.療育手帳A(重度) 3.身体障害者手帳3級かつ療育手帳B1 4.精神障害者手帳1級・2級 *入院外は対象外(償還払い)	病院窓口で月1,000円を支払った後、負担した1,000円については償還払い				
	川南町	乳幼児	81	6歳到達後最初の3月31日まで ※4月1日生まれの場合、6歳到達後(小学校入学後)の最初の3月31日まで	300円 *薬局における自己負担なし		対象外	県内の医療機関等	
		ひとり親家庭	88	1.母子及び寡婦福祉法に定める配偶者のない女子又は男子で、20歳未満の子を扶養している人 2.その扶養を受けている18歳に達する年度末までにある児童 3.18歳に達する年度末までの父母のない児童 *入院外は対象外(償還払い)	1,000円/月				
		重度心身障がい者(児)	95	1.身体障害者手帳1級・2級 2.療育手帳A(重度) 3.身体障害者手帳3級かつ療育手帳B1 *入院外は対象外(償還払い)	1,000円/月				
	都農町	乳幼児	81	小学校入学前まで(6歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	350円	3歳未満 350円 3歳以上 800円 *薬局における自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	
		ひとり親家庭	88	1.母子及び寡婦福祉法に定める配偶者のない女子又は男子で、20歳未満の子を扶養している人 2.その扶養を受けている18歳に達する年度末までにある児童 3.18歳に達する年度末までの父母のない児童 *入院外は対象外(償還払い)	1,000円/月				
		重度心身障がい者(児)	95	1.身体障害者手帳1級・2級 2.療育手帳A(重度) 3.身体障害者手帳3級かつ療育手帳B1 *入院外は対象外(償還払い)	1,000円/月				
	門川町	乳幼児	81	小学校入学前まで(6歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	1歳未満 なし 1歳以上 350円 *薬局における自己負担なし		対象外	県内の医療機関等	
		ひとり親家庭	88	1.母子及び寡婦福祉法に定める配偶者のない女子又は男子で、20歳未満の子を扶養している人 2.その扶養を受けている18歳に達する年度末までにある児童 3.18歳に達する年度末までの父母のない児童 *入院外は対象外(償還払い)	1,000円/月				
		重度心身障がい者(児)	95	1.身体障害者手帳1級・2級 2.療育手帳A(重度) 3.身体障害者手帳3級かつ療育手帳B1 *入院外は対象外(償還払い)	1,000円/月				

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
宮崎県	諸塚村	乳幼児	81	小学校入学前まで(6歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	350円	3歳未満 350円 3歳以上 800円 *薬局における自己負担なし	対象外	県内の医療機関等及び熊本県の指定医療機関等	平成25年 4月診療分
		ひとり親家庭	88	1.母子及び寡婦福祉法に定める配偶者のない女子又は男子で、20歳未満の子を扶養している人 2.その扶養を受けている18歳に達する年度末までにある児童 3.18歳に達する年度末までの父母のない児童 *入院外は対象外(償還払い)	1,000円/月		対象外	県内の医療機関等	
		重度心身障がい者(児)	95	1.身体障害者手帳1級・2級 2.療育手帳A(重度) 3.身体障害者手帳3級かつ療育手帳B1 *入院外は対象外(償還払い)	1,000円/月		対象外	県内の医療機関等	
	椎葉村	子ども	81	中学校卒業まで(15歳に達する日以後の最初の3月31日まで)		なし	対象外	県内の医療機関等及び熊本県の指定医療機関等	
		ひとり親家庭	88	1.母子及び寡婦福祉法に定める配偶者のない女子又は男子で、20歳未満の子を扶養している人 2.その扶養を受けている18歳に達する年度末までにある児童 3.18歳に達する年度末までの父母のない児童 *入院外は対象外(償還払い)	1,000円/月		対象外	県内の医療機関等	
		重度心身障がい者(児)	95	1.身体障害者手帳1級・2級 2.療育手帳A(重度) 3.身体障害者手帳3級かつ療育手帳B1 *入院外は対象外(償還払い)	1,000円/月		対象外	県内の医療機関等	
	高千穂町	こども	81	中学校卒業まで(15歳に達する日以後の最初の3月31日まで)		1歳未満 なし 1歳以上小学校入学前まで 350円 小・中学生 1,000円 *薬局における自己負担なし	対象外	県内の医療機関等及び熊本県の指定医療機関等	
		ひとり親家庭	88	1.母子及び寡婦福祉法に定める配偶者のない女子又は男子で、20歳未満の子を扶養している人 2.その扶養を受けている18歳に達する年度末までにある児童 3.18歳に達する年度末までの父母のない児童 *入院外は対象外(償還払い)	1,000円/月		対象外	県内の医療機関等	
		重度心身障害者	95	1.身体障害者手帳1級・2級 2.療育手帳A(重度) 3.身体障害者手帳3級かつ療育手帳B1 *入院外は対象外(償還払い)	1,000円/月		対象外	県内の医療機関等	
	日之影町	子ども	81	中学校卒業まで(15歳に達する日以後の最初の3月31日まで)		未就学児 350円 小・中学生 1,000円 *薬局における自己負担なし	対象外	県内の医療機関等及び熊本県の指定医療機関等	
		ひとり親家庭	88	1.母子及び寡婦福祉法に定める配偶者のない女子又は男子で、20歳未満の子を扶養している人 2.その扶養を受けている18歳に達する年度末までにある児童 3.18歳に達する年度末までの父母のない児童 *入院外は対象外(償還払い)	1,000円/月		対象外	県内の医療機関等	
		重度心身障がい者(児)	95	1.身体障害者手帳1級・2級 2.療育手帳A(重度) 3.身体障害者手帳3級かつ療育手帳B1 *入院外は対象外(償還払い)	1,000円/月		対象外	県内の医療機関等	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
宮崎県	五ヶ瀬町	こども	81	中学校卒業まで(15歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	未就学児 350円 小・中学生 1,000円 *薬局における自己負担なし		対象外	県内の医療機関等及び熊本県の指定医療機関等	平成25年 4月診療分
		ひとり親	88	1.母子及び寡婦福祉法に定める配偶者のない女子又は男子で、20歳未満の子を扶養している人 2.その扶養を受けている18歳に達する年度末までにある児童 3.18歳に達する年度末までの父母のない児童 *入院外は対象外(償還払い)	1,000円/月		対象外	県内の医療機関等	
		重度心身障害者(児)	95	1.身体障害者手帳1級・2級 2.療育手帳A(重度) 3.身体障害者手帳3級かつ療育手帳B1 *入院外は対象外(償還払い)	1,000円/月		対象外	県内の医療機関等	
	美郷町	こども	81	中学校卒業まで(15歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	未就学児 350円 小・中学生 1,000円 *薬局における自己負担なし		対象外	県内の医療機関等	
		ひとり親家庭	88	1.母子及び寡婦福祉法に定める配偶者のない女子又は男子で、20歳未満の子を扶養している人 2.その扶養を受けている18歳に達する年度末までにある児童 3.18歳に達する年度末までの父母のない児童 *入院外は対象外(償還払い)	1,000円/月				
		重度心身障がい者(児)	95	1.身体障害者手帳1級・2級 2.療育手帳A(重度) 3.身体障害者手帳3級かつ療育手帳B1 *入院外は対象外(償還払い)	1,000円/月				
	国富町(*)	子ども	81	*平成25年4月診療分から受託している子ども医療について、入院の対象年齢を拡大(小学校入学前まで→中学校修了までに拡大) 入院:中学校修了まで(15歳に達する日以後の最初の3月31日まで) 入院外:小学校入学前まで(6歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	なし		対象外	県内の医療機関等	平成25年 6月診療分
	日南市(*)	こども	81	*平成25年4月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大し、さらに自己負担額を変更(小学校入学前まで→小学校6年生修了までに拡大) 小学校6年生までの児童(満12歳となる誕生日の前日に属する年度の年度末までの者)	1歳未満 なし 1歳以上 350円 小学1年生以上 1,000円 *薬局における自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	平成25年 10月診療分	
	日向市(*)	子ども	81	*平成25年4月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大(小学校入学前まで→小学校修了までに拡大) 小学校卒業まで(12歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	350円 *薬局における自己負担なし				
	都農町(*)	乳幼児	81	*平成25年4月診療分から受託している乳幼児医療について、自己負担額を変更(入院:350円→自己負担なしに変更) (入院外:3歳未満350円、3歳以上800円→自己負担なしに変更) 小学校入学前まで(6歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	なし		対象外	県内の医療機関等	
西都市(*)	子ども	81	*平成25年4月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大(小学校入学前まで→小学校卒業までに拡大) 小学校卒業までの者	①小学校未就学児 1レセプトあたり350円 *薬局における自己負担なし ②小学生 1レセプトあたり1,000円 *薬局における自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	平成26年 4月診療分		
えびの市(*)	子ども	81	*平成25年4月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大(小学校卒業まで→中学校卒業までに拡大) 中学校卒業まで(15歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	なし	3歳未満 350円 3歳以上 800円 *薬局における自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	平成26年 7月診療分	
門川町(*)	子ども	81	*平成25年4月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大し、制度名を変更(小学校入学前まで→小学校卒業までに拡大) 小学校卒業まで(12歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	1歳未満 なし 1歳以上 350円 *薬局における自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	平成26年 10月診療分		

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
宮崎県	都城市 (*)	乳幼児	81	*平成25年4月診療分から受託している乳幼児医療について、自己負担額を変更 (入院:350円→自己負担なしに変更) (入院外:5歳以上800円→350円に変更) 小学校入学前まで(6歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	なし	350円 *薬局における自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	平成27年 4月診療分
	延岡市 (*)	乳幼児等	81	*平成25年4月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し、入院の対象年齢を拡大及び入院の自己負担額を変更 (小学校入学前まで→小学校卒業までに拡大) (入院:350円→未就学児350円、小学生1,000円に変更) 入院:小学校卒業まで(12歳に達する日以後の最初の3月31日まで) 入院外:小学校入学前まで(6歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	未就学児 350円 小学生 1,000円	350円 *薬局における自己負担なし			
	新富町 (*)	乳幼児、 児童生徒 及び 高校生等	81	*平成25年4月診療分から受託している乳幼児及び児童生徒医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大 (中学校卒業まで→高校生までに拡大) 高校生(18歳に到達した最初の3月31日)まで	(1診療報酬明細書ごとに) 未就学児:350円 小・中学生:500円 高校生:650円 *薬局における自己負担なし		対象外	県内の医療機関等	平成27年 6月診療分
	串間市 (*)	子ども	81	*平成25年4月診療分から受託している子ども医療について、自己負担額を変更 (入院:未就学児350円、小・中学生1,000円→自己負担なしに変更) (入院外:3歳未満350円、3歳以上800円→自己負担なしに変更) 入院:中学校卒業まで(15歳に達する日以後の最初の3月31日まで) 入院外:小学校入学前まで(6歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	なし	対象外			
	高千穂町 (*)	こども	81	*平成25年4月診療分から受託しているこども医療について、自己負担額を変更 (1歳未満 なし) (1歳以上小学校入学前まで 350円→自己負担なしに変更) (小・中学生 1,000円→自己負担なしに変更) 中学校卒業前まで(15歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	なし		対象外	県内の医療機関等	平成27年 9月診療分
	川南町 (*)	子ども	81	*平成25年4月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大 (6歳まで→18歳までに拡大) 18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	(1診療報酬明細書ごとに) 未就学児:300円 小学生から高校生等まで:1,000円 *薬局における自己負担なし				
	高鍋町 (*)	子ども	81	*平成25年4月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大 (6歳まで→12歳までに拡大) 小学校卒業まで(12歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	(1診療報酬明細書ごとに) 未就学児 350円 小学生 1,000円 *薬局における自己負担なし		対象外	県内の医療機関等	平成28年 1月診療分
	都農町 (*)	子ども	81	*平成25年10月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大 (小学校入学前まで→中学校修了までに拡大) 中学校卒業まで(15歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	なし	350円 *薬局における自己負担なし			
	日向市 (*)	子ども	81	*平成25年10月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 (小学校修了まで→中学校修了までに拡大) 中学校卒業まで(15歳に達する日以後の最初の3月31日まで) ただし、中学生の時間外診療分は償還払い(保険薬局を含む)					
木城町 (*)	乳幼児	81	*平成25年4月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大し、自己負担額の変更 (15歳まで→18歳までに拡大) 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	(1診療報酬明細書ごとに) 未就学児 なし 小学生から高校生等まで 800円 *薬局における自己負担なし		対象外	県内の医療機関等	平成28年 4月診療分	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
宮崎県	串間市 (*)	子ども	81	*平成27年6月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、入院外の対象年齢を拡大 (小学校入学前まで→中学校卒業までに拡大) ・中学校卒業まで(15歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	なし		対象外	県内の医療機関等	平成28年 6月診療分
	高原町 (*)	乳幼児 ・ 子ども	81	*平成25年4月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大し、さらに自己負担額の変更 (小学校入学前まで→中学校卒業までに拡大) ・中学校卒業まで(15歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	(1診療報酬明細書ごとに) 未就学児:なし 小・中学生:1,000円 *薬局における自己負担なし				平成28年 7月診療分
	小林市 (*)	子育て 支援子ども	81	*平成25年4月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大し、さらに自己負担額の変更 (小学校入学前まで→小学校卒業までに拡大) ・小学校卒業まで(12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者)	未就学児:350円 小学生:800円 *薬局における自己負担なし		対象外	県内の医療機関等	平成28年 10月診療分
	綾町 (*)	乳幼児	81	*平成25年4月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大し、自己負担額の変更 (小学校入学前まで→中学校卒業までに拡大) ・中学校卒業まで(15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者) *小学生から中学生の入院は対象外(償還払い)	未就学児:なし	未就学児:なし 小・中学生:1,000円 (1医療機関・薬局ごとに)			
	綾町 (*)	子ども	81	*平成28年10月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、制度名を変更し、自己負担額の変更 (入院外:1,000円 → 自己負担なしに変更) ・中学校卒業まで(15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者) *小学生から中学生の入院は対象外(償還払い)	なし		対象外	県内の医療機関等	平成29年 4月診療分
	諸塚村 (*)	子ども	81	*平成25年4月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し、入院の対象年齢を拡大し、自己負担額の変更 (入院:小学校入学前まで→中学校卒業までに拡大) 入院:中学校卒業まで(15歳に達する日以後の最初の3月31日まで) 入院外:小学校入学前まで(6歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	未就学児 350円 小・中学生 1,000円	3歳未満350円 3歳以上800円 *薬局における自己負担 なし	対象外	県内の医療機関等 及び熊本県の指定医療機関等	
	都城市 (*)	乳幼児	81	*平成27年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、自己負担額を変更 (入院外:350円 → 自己負担なしに変更) 小学校入学前まで(6歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	なし		対象外	県内の医療機関等	
	西都市 (*)	子ども	81	*平成26年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 (小学校卒業まで→中学校卒業までに拡大) ・中学校卒業までの者(15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者)	(1診療報酬明細書ごとに) 未就学児:350円 小・中学生:1,000円 *薬局における自己負担なし				
	国富町 (*)	子ども	81	*平成25年6月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、入院外の対象年齢を拡大 (入院外:小学校入学前まで→中学校卒業までに拡大) 中学校卒業まで(15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者)	なし		対象外	県内の医療機関等	
	日南市 (*)	こども	81	*平成25年10月診療分から助成内容を変更したこども医療について、対象年齢を拡大 (小学校卒業まで→中学校卒業までに拡大) 中学校卒業まで(15歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	1歳未満 なし 1歳以上 350円 小学1年生以上 1,000円 *薬局における自己負担なし		対象外	県内の医療機関等	平成29年 10月診療分
	高鍋町 (*)	子ども	81	*平成27年10月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大し、自己負担額を撤廃 (12歳まで→15歳までに拡大) 中学校卒業まで(15歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	なし				
	延岡市 (*)	乳幼児等	81	*平成27年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児等医療について、入院の対象年齢を拡大 (小学校卒業まで→中学校卒業までに拡大) 入院:中学校卒業まで(15歳に達する日以後の最初の3月31日まで) 入院外:小学校入学前まで(6歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	未就学児:350円 小・中学生:1,000円	350円 *薬局における自己負担 なし	対象外	県内の医療機関等	平成29年 12月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
宮崎県	美郷町 (*)	こども	81	*平成25年4月診療分から受託しているこども医療について、小中学生の自己負担金の徴収方法を変更(小中学生2回目以降差額徴収なし→2回目以降限度額まで徴収) 小学校入学前まで(6歳に達する日以後の最初の3月31日まで) 小学校以上中学校卒業まで(15歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	未就学児 350円 (2回目以降差額徴収なし) 小・中学生 1,000円 (2回目以降限度額まで徴収) *薬局における自己負担なし		対象外	県内の医療機関等	平成30年 4月診療分
	三股町 (*)	子ども	81	*平成25年4月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大し、自己負担額の変更 (小学校入学前まで→小学校卒業までに拡大) 小学校卒業まで(12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者)	なし	(1診療(調剤)報酬明細書ごとに) 未就学児:なし 小学生:1,000円	対象外	県内の医療機関等	平成30年 10月診療分
	門川町 (*)	子ども	81	*平成26年10月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 (小学校卒業まで→中学校卒業までに拡大) 中学校卒業まで(15歳に達する日以後の最初の3月31日まで) ただし、中学生の時間外診療分は償還払い(保険薬局を含む)	1歳未満 なし 1歳以上 350円 *薬局における自己負担なし		対象外	県内の医療機関等	平成30年 11月診療分
	小林市 (*)	子育て支援子ども	81	*平成28年10月診療分から助成内容を変更した子育て支援子ども医療について、対象年齢を拡大 (小学校卒業まで→中学校卒業までに拡大) 中学校卒業まで(15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者)	(1診療報酬明細書ごとに) 未就学児:350円 小・中学生:800円 *薬局における自己負担なし		対象外	県内の医療機関等	平成31年 1月診療分
	延岡市 (*)	乳幼児等	81	*平成29年12月診療分から助成内容を変更した乳幼児等医療について、対象年齢を拡大 (入院外:6歳に達する日以後の最初の3月31日まで→6歳に達する日以後の最初の3月31日まで(歯科については15歳に達する日以後の最初の3月31日まで)) 入院:15歳に達する日以後の最初の3月31日まで 入院外:6歳に達する日以後の最初の3月31日まで(歯科については15歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	乳幼児 350円 小・中学生 1,000円	350円 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	平成31年 4月診療分
	西都市 (*)	子ども	81	*平成29年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、自己負担を変更 (未就学児:350円→0円) 15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	(1診療報酬明細書ごとに) 未就学児:0円 小・中学生:1,000円 *薬局における自己負担なし		対象外	県内の医療機関等	
			子ども	81	*平成25年4月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大するとともに、自己負担を変更 (小学校入学前まで→中学校卒業まで) 中学校卒業まで(15歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	なし	(1医療機関あたり) 未就学児 なし 小・中学生 200円/月 (初回の受診で自己負担額が200円に満たない場合でも、2回目以降、差額徴収なし) *薬局における自己負担なし	対象外	県内の医療機関等
	宮崎市 (*)	ひとり親家庭等	88	*平成25年4月診療分から受託しているひとり親家庭等医療について、対象者を拡大し、自己負担を変更 (対象者:入院外は対象外(償還払い)→入院外は小・中学生のみ現物給付、自己負担:入院 1000円/月→小・中学生なし 高校生以上1,000円/月 外来 償還払い→なし) 1.母子及び寡婦福祉法に定める配偶者のない女子又は男子で、20歳未満の子を扶養している人 2.1の扶養を受けている18歳に達する年度末までにある児童 3.18歳に達する年度末までの父母のない児童 *未就学児については、子ども医療優先のため対象外 *入院外は小中学生のみ現物給付	小・中学生 なし 高校生以上 1,000円/月	なし	対象外	県内の医療機関等	令和2年 4月診療分
		重度心身障がい者(児)	95	*平成25年4月診療分から受託している重度心身障がい者(児)医療について、対象者を拡大し、自己負担額を変更 (対象者:入院外は対象者(償還払い)→入院外は小・中学生のみ現物給付、自己負担:入院 1000円/月→小・中学生なし 高校生以上1,000円/月 外来 償還払い→なし) 1.身体障害者手帳1級・2級 2.療育手帳A(重度) 3.身体障害者手帳3級かつ療育手帳B1 *未就学児については、子ども医療優先のため対象外 *入院外は小中学生のみ現物給付	小・中学生 なし 高校生以上 1,000円/月	なし	対象外	県内の医療機関等	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
宮崎県	都城市 (*)	子ども	81	*平成29年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大するとともに、自己負担額を変更 (小学校入学前まで→中学校卒業まで) 中学校卒業まで(15歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	なし	(1医療機関あたり) 未就学児 なし 小・中学生 200円 (初回の受診で自己負担額が200円に満たない場合でも、2回目以降、差額徴収なし) *薬局における自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和2年 4月診療分
		ひとり親家庭等	88	*平成25年4月診療分から受託しているひとり親家庭医療について、対象者を拡大し、自己負担額を変更 (対象者:入院外は対象外(償還払い)→入院外は小・中学生のみ現物給付) 1.母子及び寡婦福祉法に定める配偶者のない女子又は男子で、20歳未満の子を扶養している人 2.その扶養を受けている18歳に達する年度末までにある児童 3.18歳に達する年度末までの父母のない児童 4.父母のいない児童を養育する者 *未就学児については、子ども医療優先のため対象外 *入院外は小中学生のみ現物給付	小・中学生 なし 高校生以上 1,000円/月	なし	対象外	県内の医療機関等	
		重度心身障がい者 (児)	95	*平成25年4月診療分から受託している重度心身障がい者(児)医療について、助成内容を変更し、自己負担額を変更 (対象者:1.身体障害者手帳1級・2級・3級 2.療育手帳A・B1・B2 3.身体障害者手帳4級かつ療育手帳B2 *入院外は対象外(償還払い) → 1.身体障害者手帳1級・2級 2.療育手帳A 3.身体障害者手帳3級かつ療育手帳B1 *小中学生の中度医療については子ども医療優先のため対象外) *入院外は小中学生のみ現物給付) 1.身体障害者手帳1級・2級 2.療育手帳A 3.身体障害者手帳3級かつ療育手帳B1 *小中学生の中度医療については子ども医療優先のため対象外 *入院外は小中学生のみ現物給付	小・中学生 なし 高校生以上 1,000円/月	なし	対象外	県内の医療機関等	
	延岡市 (*)	乳幼児等	81	*平成31年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児等医療について、入院外の対象年齢を拡大 (入院外:6歳に達する日以後の最初の3月31日まで(歯科については15歳に達する日以後の最初の3月31日まで)→【医科】12歳に達する日以後の最初の3月31日まで(小学生は診療時間内の受診に限る)【歯科】15歳に達する日以後の最初の3月31日まで) 入院:15歳に達する日以後の最初の3月31日まで 入院外:【医科】12歳に達する日以後の最初の3月31日まで(小学生は診療時間内の受診に限る)【歯科】15歳に達する日以後の最初の3月31日まで	乳幼児 350円 小・中学生 1,000円	350円 *薬局における自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
宮崎県	宮崎市(*)	重度心身障がい者(児)	95	<p>*令和2年4月診療分から助成内容を変更した重度心身障がい者(児)医療について、入院外を現物給付に変更し、自己負担額を変更、備考を追加 (対象者:入院外は小中学生のみ現物給付→入院外現物給付) (自己負担:(入院)小・中学生なし・高校生以上1000円/1レセ→20歳未満 なし 20歳以上 1000円/1レセ、(外来)小・中学生なし→20歳未満 なし 20歳以上 500円/1レセ *薬局における自己負担なし) (備考:月途中で20歳に達した場合(1日生まれを除く)、到達月の次月から自己負担が発生する) 1. 身体障害者手帳1級・2級 2. 療育手帳A(重度) 3. 身体障害者手帳3級かつ療育手帳B1 *未就学児については、子供医療優先のため対象外 *月途中で20歳に達した場合(1日生まれを除く)、到達月の次月から自己負担が発生する</p>	20歳未満 なし 20歳以上 1,000円/1レセ	20歳未満 なし 20歳以上 500円/1レセ *薬局における自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和2年8月診療分
	都城市(*)	重度心身障がい者(児)	95	<p>*令和2年4月診療分から助成内容を変更した重度心身障がい者(児)医療について、入院外を現物給付に変更し、自己負担額を変更、備考を追加 (対象者:入院外は小中学生のみ現物給付→入院外現物給付) (自己負担:(入院)小・中学生なし・高校生以上1000円/1レセ→20歳未満なし 20歳以上 1000円/1レセ、(外来)小・中学生なし→20歳未満なし 20歳以上500円/1レセ *薬局における自己負担なし) (備考:月途中で20歳に達した場合(1日生まれを除く)、到達月の次月から自己負担が発生する) 1. 身体障害者手帳1級・2級 2. 療育手帳A(重度) 3. 身体障害者手帳3級かつ療育手帳B1 *小中学生の中度医療については子ども医療優先のため対象外 *月途中で20歳に達した場合(1日生まれを除く)、到達月の次月から自己負担が発生する</p>	20歳未満 なし 20歳以上 1,000円/1レセ	20歳未満 なし 20歳以上 500円/1レセ *薬局における自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和2年8月診療分
	延岡市(*)	重度心身障がい者(児)	95	<p>*平成25年4月診療分から受託している重度心身障がい者(児)医療について、入院外を現物給付し、自己負担額を変更、備考を追加 (入院外:対象外(償還払い)→対象(現物給付)) (自己負担:(入院)1000円/1レセ→18歳未満なし 18歳以上 1000円/1レセ(外来)対象外→18歳未満なし 18歳以上 500円/1レセ *薬局における自己負担なし) (備考:月途中で18歳に達した場合(1日生まれを除く)、到達月の次月から自己負担が発生する) 1. 身体障害者手帳1級・2級 2. 療育手帳A(重度) 3. 身体障害者手帳3級かつ療育手帳B1 *月途中で18歳に達した場合(1日生まれを除く)、到達月の次月から自己負担が発生する</p>	18歳未満 なし 18歳以上 1,000円/1レセ	18歳未満 なし 18歳以上 500円/1レセ *薬局における自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和2年8月診療分
	日南市(*)	重度心身障がい者(児)	95	<p>*平成25年4月診療分から受託している重度心身障がい者(児)医療について、入院外を現物給付に変更し、対象者の名称変更、外来自己負担額の変更、備考の追加 (入院外:対象外(償還払い)→対象(現物給付)) (対象者:重度の知的障害者→療育手帳A) (外来自己負担額:対象外→500円/月) (備考:未就学児については、子ども医療優先のため対象外) 1. 身体障害者手帳1級・2級・3級 2. 療育手帳A *未就学児については、子ども医療優先のため対象外</p>	1,000円/月	500円/月	対象外	県内の医療機関等	令和2年8月診療分
	小林市(*)	重度心身障がい者(児)	95	<p>*平成25年4月診療分から受託している重度心身障がい者(児)医療について、入院外を現物給付に変更し、対象者を変更、自己負担額を変更 (入院外:対象外(償還払い)→対象(現物給付)) (対象者:1. 身体障害者手帳1級・2級・3級 2. 療育手帳の交付を受けている者→1. 身体障害者手帳1級・2級・2級 療育手帳A(重度) 3. 身体障害者手帳3級かつ療育手帳B1 4. 療育手帳B1またはB2(入院のみ)) (自己負担額:(入院)療育手帳B1、B2のみ 3000円/月、(外来)対象外→500円/月) 1. 身体障害者手帳1級・2級 2. 療育手帳A(重度) 3. 身体障害者手帳3級かつ療育手帳B1 4. 療育手帳B1またはB2(入院のみ)</p>	1,000円/月 3,000円/月(療育手帳B1またはB2のみ)	500円/月	対象外	県内の医療機関等	令和2年8月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
宮崎県	日向市 (*)	重度心身障がい者 (児)	95	*平成25年4月診療分から受託している重度心身障がい者(児)医療について、入院外を現物給付に変更し、対象者を変更、外来自己負担額を変更 (入院外:対象外(償還払い)→対象(現物給付)) (対象者:精神障害者手帳1級→障害年金1級10号または1級11号) (外来自己負担額:なし→500円/月) 1.身体障害者手帳1級・2級 2.療育手帳A(重度) 3.身体障害者手帳3級かつ療育手帳B1 4.障害年金1級10号または1級11号	1,000円/月	500円/月	対象外	県内の医療機関等	令和2年 8月診療分
	串間市 (*)	重度心身障害者 (児)	95	*平成25年4月診療分から受託している重度心身障害者(児)医療について、入院外を現物給付に変更し、外来自己負担額を変更、備考を追加(入院外:対象外(償還払い)→対象(現物給付)) (外来自己負担額:対象外→500円/月) (備考:中学校卒業前までについては、子ども医療優先のため対象外) 1.身体障害者手帳1級・2級 2.療育手帳A(重度) 3.身体障害者手帳3級かつ療育手帳B1 *中学校卒業前までについては、子ども医療優先のため対象外	1,000円/月	500円/月	対象外	県内の医療機関等	令和2年 8月診療分
	西都市 (*)	重度障害者	95	*平成25年4月診療分から受託している重度障害者医療について、入院外を現物給付に変更し、外来自己負担額を変更 (入院外:対象外(償還払い)→対象(現物給付)) (外来自己負担額:対象外→500円/月) 1.身体障害者手帳1級・2級 2.療育手帳A(重度) 3.身体障害者手帳3級かつ療育手帳B1	1,000円/月	500円/月	対象外	県内の医療機関等	令和2年 8月診療分
	えびの市 (*)	重度心身障がい者 (児)	95	*平成25年4月診療分から受託している重度心身障がい者(児)医療について、入院外を現物給付に変更し、外来自己負担額を変更 (入院外:対象外(償還払い)→対象(現物給付)) (外来自己負担額:対象外→500円/月) 1.身体障害者手帳1級・2級 2.療育手帳A(重度) 3.身体障害者手帳3級かつ療育手帳B1	1,000円/月	500円/月	対象外	県内の医療機関等	令和2年 8月診療分
	三股町 (*)	重度心身障がい者 (児)	95	*平成25年4月診療分から受託している重度心身障がい者(児)医療について、入院外を現物給付に変更し、外来自己負担額を変更 (入院外:対象外(償還払い)→対象(現物給付)) (外来自己負担額:対象外→500円/月) 1.身体障害者手帳1級・2級 2.療育手帳A(重度) 3.身体障害者手帳3級かつ療育手帳B1	1,000円/月	500円/月	対象外	県内の医療機関等	令和2年 8月診療分
	高原町 (*)	重度心身障害者 (児)	95	*平成25年4月診療分から受託している重度心身障がい者(児)医療について、入院外を現物給付に変更し、外来自己負担額を変更 (入院外:対象外(償還払い)→対象(現物給付)) (外来自己負担額:対象外→500円/月) 1.身体障害者手帳1級・2級 2.療育手帳A(重度) 3.身体障害者手帳3級かつ療育手帳B1	1,000円/月	500円/月	対象外	県内の医療機関等	令和2年 8月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
宮崎県	国富町 (*)	重度心身障がい者 (児)	95	*平成25年4月診療分から受託している重度心身障がい者(児)医療について、入院外を現物給付に変更し、外来自己負担額を変更 (入院外:対象外(償還払い)→対象(現物給付)) (外来自己負担額:対象外→500円/月) 1. 身体障害者手帳1級・2級 2. 療育手帳A(重度) 3. 身体障害者手帳3級かつ療育手帳B1 *中学校卒業前までについては、子ども医療優先のため対象外	1,000円/月	500円/月	対象外	県内の医療機関等	令和2年 8月診療分
	綾町 (*)	重度心身障がい者 (児)	95	*平成25年4月診療分から受託している重度心身障がい者(児)医療について、入院外を現物給付に変更し、外来自己負担額を変更 (入院外:対象外(償還払い)→対象(現物給付)) (外来自己負担額:対象外→500円/月) 1. 身体障害者手帳1級・2級 2. 療育手帳A(重度) 3. 身体障害者手帳3級かつ療育手帳B1	病院窓口で月1,000円を支払った後、負担した1,000円については償還払い	500円/月	対象外	県内の医療機関等	令和2年 8月診療分
	高鍋町 (*)	重度心身障がい者 (児)	95	*平成25年4月診療分から受託している重度心身障がい者(児)医療について、入院外を現物給付に変更し、外来自己負担額を変更 (入院外:対象外(償還払い)→対象(現物給付)) (外来自己負担額:対象外→500円/月) 1. 身体障害者手帳1級・2級 2. 療育手帳A(重度) 3. 身体障害者手帳3級かつ療育手帳B1	1,000円/月	500円/月	対象外	県内の医療機関等	令和2年 8月診療分
	新富町 (*)	重度心身障がい者 (児)	95	*平成25年4月診療分から受託している重度心身障がい者(児)医療について、入院外を現物給付に変更し、自己負担額を変更、備考を追加 (入院外:対象外(償還払い)→対象(現物給付)) (自己負担額:(入院)病院窓口で月1000円を支払った後、負担した1000円については償還払い→1000円/月、(外来)対象外→500円/月) (備考:高校卒業前までについては、子ども医療優先のため対象外) 1. 身体障害者手帳1級・2級 2. 療育手帳A(重度) 3. 身体障害者手帳3級かつ療育手帳B1 *高校卒業前までについては、子ども医療優先のため対象外	1,000円/月	500円/月	対象外	県内の医療機関等	令和2年 8月診療分
	西米良村 (*)	重度心身障がい者 (児)	95	*平成25年4月診療分から受託している重度心身障がい者(児)医療について、入院外を現物給付に変更し、自己負担額を変更 (入院外:対象外(償還払い)→対象(現物給付)) (自己負担額:(入院)病院窓口で月1000円を支払った後、負担した1000円については償還払い→なし、(外来)対象外→なし) 1. 身体障害者手帳1級・2級 2. 療育手帳A(重度) 3. 身体障害者手帳3級かつ療育手帳B1	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和2年 8月診療分
	木城町 (*)	重度心身障がい者 (児)	95	*平成25年4月診療分から受託している重度心身障がい者(児)医療について、入院外を現物給付に変更し、自己負担額を変更、備考を追加 入院外:対象外(償還払い)→対象(現物給付)) (自己負担額:(入院)病院窓口で月1000円を支払った後、負担した1000円については償還払い→なし、(外来)対象外→なし) (備考:未就学児については、子ども医療優先) 1. 身体障害者手帳1級・2級 2. 療育手帳A(重度) 3. 身体障害者手帳3級かつ療育手帳B1 4. 精神障害者手帳1級・2級 *未就学児については、子ども医療優先	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和2年 8月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
宮崎県	川南町 (*)	重度心身障がい者 (児)	95	*平成25年4月診療分から受託している重度心身障がい者(児)医療について、入院外を現物給付に変更し、外来自己負担額を変更 (入院外:対象外(償還払い)→対象(現物給付)) (外来自己負担額:対象外→500円/月) 1. 身体障害者手帳1級・2級 2. 療育手帳A(重度) 3. 身体障害者手帳3級かつ療育手帳B1	1,000円/月	500円/月	対象外	県内の医療機関等	令和2年 8月診療分
	都農町 (*)	重度心身障がい者 (児)	95	*平成25年4月診療分から受託している重度心身障がい者(児)医療について、入院外を現物給付に変更し、外来自己負担額を変更 (入院外:対象外(償還払い)→対象(現物給付)) (外来自己負担額:対象外→500円/月) 1. 身体障害者手帳1級・2級 2. 療育手帳A(重度) 3. 身体障害者手帳3級かつ療育手帳B1	1,000円/月	500円/月	対象外	県内の医療機関等	令和2年 8月診療分
	門川町 (*)	重度心身障がい者 (児)	95	*平成25年4月診療分から受託している重度心身障がい者(児)医療について、入院外を現物給付に変更し、外来自己負担額を変更 (入院外:対象外(償還払い)→対象(現物給付)) (外来自己負担額:対象外→500円/月) 1. 身体障害者手帳1級・2級 2. 療育手帳A(重度) 3. 身体障害者手帳3級かつ療育手帳B1	1,000円/月	500円/月	対象外	県内の医療機関等	令和2年 8月診療分
	諸塚村 (*)	重度心身障がい者 (児)	95	*平成25年4月診療分から受託している重度心身障がい者(児)医療について、入院外を現物給付に変更し、外来自己負担額を変更 (入院外:対象外(償還払い)→対象(現物給付)) (外来自己負担額:対象外→500円/月) 1. 身体障害者手帳1級・2級 2. 療育手帳A(重度) 3. 身体障害者手帳3級かつ療育手帳B1	1,000円/月	500円/月	対象外	県内の医療機関等	令和2年 8月診療分
	椎葉村 (*)	重度心身障がい者 (児)	95	*平成25年4月診療分から受託している重度心身障がい者(児)医療について、入院外を現物給付に変更し、自己負担額を変更、備考を追加 (入院外:対象外(償還払い)→対象(現物給付)) (自己負担額:(入院)非課税世帯:なし(外来)対象外→500円/月・非課税世帯:なし) (備考:中学校卒業前までについては、子ども医療優先) 1. 身体障害者手帳1級・2級 2. 療育手帳A(重度) 3. 身体障害者手帳3級かつ療育手帳B1 *中学校卒業前までについては、子ども医療優先	1,000円/月 *非課税世帯 なし	500円/月 *非課税世帯 なし	対象外	県内の医療機関等	令和2年 8月診療分
	美郷町 (*)	重度心身障がい者 (児)	95	*平成25年4月診療分から受託している重度心身障がい者(児)医療について、入院外を現物給付に変更し、外来自己負担額を変更 (入院外:対象外(償還払い)→対象(現物給付)) (外来自己負担額:対象外→500円/月) 1. 身体障害者手帳1級・2級 2. 療育手帳A(重度) 3. 身体障害者手帳3級かつ療育手帳B1	1,000円/月	500円/月	対象外	県内の医療機関等	令和2年 8月診療分
	高千穂町 (*)	重度心身障害者医療費助成	95	*平成25年4月診療分から受託している重度心身障がい者(児)医療について、入院外を現物給付に変更し、外来自己負担額を変更 (入院外:対象外(償還払い)→対象(現物給付)) (外来自己負担額:対象外→500円/月) 1. 身体障害者手帳1級・2級 2. 療育手帳A(重度) 3. 身体障害者手帳3級かつ療育手帳B1	1,000円/月	500円/月	対象外	県内の医療機関等	令和2年 8月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
宮崎県	日之影町(*)	重度心身障がい者(児)	95	*平成25年4月診療分から受託している重度心身障がい者(児)医療について、入院外を現物給付に変更し、外来自己負担額を変更 (入院外:対象外(償還払い)→対象(現物給付)) (外来自己負担額:対象外→500円/月) 1. 身体障害者手帳1級・2級 2. 療育手帳A(重度) 3. 身体障害者手帳3級かつ療育手帳B1	1,000円/月	500円/月	対象外	県内の医療機関等	令和2年8月診療分
	五ヶ瀬町(*)	重度心身障害者(児)	95	*平成25年4月診療分から受託している重度心身障がい者(児)医療について、入院外を現物給付に変更し、外来自己負担額を変更 (入院外:対象外(償還払い)→対象(現物給付)) (外来自己負担額:対象外→500円/月) 1. 身体障害者手帳1級・2級 2. 療育手帳A(重度) 3. 身体障害者手帳3級かつ療育手帳B1	1,000円/月	500円/月	対象外	県内の医療機関等	令和2年8月診療分
	三股町(*)	子ども	81	*平成30年10月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大し、自己負担額を変更 (小学校卒業まで→中学校卒業まで) (小学生:1,000円→小・中学生:200円、薬局における自己負担なしを追加) 中学校卒業まで(15歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	なし	(1診療(調剤)報酬明細書あたり) 未就学児:なし 小・中学生:200円 *薬局における自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和2年11月診療分
		ひとり親家庭	88	*平成25年4月診療分から受託しているひとり親家庭医療について、入院外の小・中学生を現物給付化し、入院及び入院外の小中学生の自己負担額を変更、備考を追加 (入院外は対象外(償還払い)→入院外は小中学生のみ現物給付) (自己負担:入院1,000円/月→小・中学生なし高校生以上1,000円/月、入院外:対象外→小・中学生 なし) 1. 母子及び寡婦福祉法に定める配偶者のない女子又は男子で、20歳未満の子を扶養している人 2. その扶養を受けている18歳に達する年度末までにある児童 3. 18歳に達する年度末までの父母のない児童 *未就学児については、子ども医療優先のため対象外 *入院外小中学生のみ現物給付	小・中学生 なし 高校生以上 1,000円/月	小・中学生 なし	対象外	県内の医療機関等	令和2年11月診療分
	延岡市(*)	子ども	81	*令和2年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児等医療について、制度名を変更し、入院外の対象年齢を拡大 (乳幼児等医療→子ども医療) (入院外:12歳に達する日以後の最初の3月31日まで(歯科については15歳に達する日以後の最初の3月31日まで)→15歳に達する日以後の最初の3月31日まで(【医科】小・中学生は診療時間内の受診に限る)) 入院:15歳に達する日以後の最初の3月31日まで 入院外:15歳に達する日以後の最初の3月31日まで(【医科】小・中学生は診療時間内の受診に限る)	乳幼児 350円 小・中学生 1,000円	350円 *薬局における自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和3年4月診療分
	川南町(*)	子ども	81	*平成27年9月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、自己負担額を変更 (1診療報酬明細書ごと)未就学児:300円→なし) 18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	(1診療報酬明細書ごとに) 未就学児:なし 小学生から高校生等まで:1,000円 *薬局における自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和3年10月診療分	
	美郷町(*)	こども	81	*平成30年4月診療分から助成内容を変更したこども医療について、自己負担額を変更 (未就学児 350円、小・中学生 1,000円→なし) 中学校卒業まで(15歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	なし	対象外	県内の医療機関等	令和3年10月診療分	
	諸塚村(*)	子ども	81	*平成29年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、入院外の対象年齢を拡大し、自己負担額を変更 (入院外:小学校入学前まで→中学校卒業までに拡大) (入院:未就学児350円 小・中学生1,000円 入院外:3歳未満350円 3歳以上800円→なし) 中学校卒業まで(15歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	なし	対象外	県内の医療機関等及び熊本県の指定医療機関等	令和4年4月診療分	
	日之影町(*)	子ども	81	*平成25年4月診療分から受託している子ども医療について、自己負担額を変更 (未就学児 350円、小・中学生 1,000円→なし) 中学校卒業まで(15歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	なし	対象外	県内の医療機関等及び熊本県の指定医療機関等	令和4年4月診療分	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月	
					入院	入院外				
宮崎県	新富町(*)	乳幼児、児童生徒及び高校生等	81	*平成27年4月診療分から受託している乳幼児、児童生徒及び高校生等医療について、自己負担額を変更 高校卒業まで(18歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	なし		対象外	県内の医療機関等	令和5年1月診療分	
	都城市	子ども	81	*令和2年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、自己負担額を変更 入院: 自己負担なし 外来: 未就学児は自己負担なし。小中学生は200円→自己負担なし。 (中学校卒業まで(15歳に達する日以後の最初の3月31日まで))	なし		対象外	県内の医療機関等		
	高鍋町	子ども	81	*平成29年10月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢の拡大 (中学校卒業まで→高校卒業までに変更) 高校卒業まで(18歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	なし		対象外	県内の医療機関等		
	高鍋町	ひとり親家庭	88	*平成25年4月診療分から受託しているひとり親家庭医療について、自己負担額を変更 (入院: 月1,000円→自己負担なし) *入院外は対象外(償還払い)	なし		対象外	県内の医療機関等		
	川南町	子ども	81	*令和3年10月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、自己負担額を変更 未就学児: 自己負担なし。 小学生から高校生等まで: 1,000円→自己負担なし。 (18歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	なし		対象外	県内の医療機関等		
	五ヶ瀬町	こども	81	*平成25年4月診療分から受託しているこども医療について、自己負担額を変更 未就学児: 350円→自己負担なし 小学生から中学校卒業まで: 1,000円→自己負担なし (15歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	なし		対象外	県内の医療機関等		
	日南市	こども	81	*平成29年10月診療分から受託しているこども医療について、自己負担額を変更 (0歳なし) (1歳から小学校入学前まで 350円→自己負担なしに変更) (小学生から中学生まで 1,000円→入院 自己負担なし 外来 200円に自己負担を変更)	なし	(1診療報酬明細あたり) 未就学児 なし 小・中学生 200円 (2回目以降限度額まで徴収) *薬局における自己負担なし	対象外	県内の医療機関等		令和5年4月診療分
	諸塚村	子ども	81	*令和4年4月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢の拡大 (中学校卒業まで→高校卒業までに拡大) 15歳に達する日以後の最初の3月31日まで→18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	なし		対象外	県内の医療機関等		
	都農町	子ども	81	*平成27年10月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢の拡大 (中学校卒業まで→高校卒業までに拡大) 15歳に達する日以後の最初の3月31日まで→18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	なし		対象外	県内の医療機関等		
	延岡市	子ども	81	*令和3年4月診療分から受託している子ども医療について、自己負担額を変更 (小学校入学前まで 350円→入院 自己負担なし 外来 200円に自己負担額を変更) (小学生から中学生まで 入院 1,000円 外来 350円→入院 自己負担なし 外来 200円に自己負担額を変更) ⇒小中学生については、時間内診療のみ対象(歯科を除く)	なし	(1診療報酬明細あたり) 200円 *薬局における自己負担なし	対象外	県内の医療機関等		
木城町	子ども	81	*平成28年4月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し、自己負担額を変更 (未就学児なし) (小学生から高校生等まで 800円→自己負担なしに変更)	なし		対象外	県内の医療機関等			

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。